

堺市住民主体型訪問サービス事業補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

申請者

\_\_\_\_\_ 様

堺市長

年 月 日付で交付変更申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度	補助金の名称 (又は補助事業名)	堺市住民主体型訪問サービス事業
変更前 補助金交付金額			円
変更後 補助金交付金額			円
交付予定時期	金額一括	年 月	※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分(予算総額の20パーセント以内の流用増減を除く。)若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を休止若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市住民主体型訪問サービス事業補助金交付要綱及び堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。